

中华人民共和国政府采购法实施条例

第一章 总 则

第一条 根据《中华人民共和国政府采购法》(以下简称政府采购法),制定本条例。

第二条 政府采购法第二条所称财政性资金是指纳入预算管理的资金。

以财政性资金作为还款来源的借贷资金,视同财政性资金。

国家机关、事业单位和团体组织的采购项目既使用财政性资金又使用非财政性资金的,使用财政性资金采购的部分,适用政府采购法及本条例;财政性资金与非财政性资金无法分割采购的,统一适用政府采购法及本条例。

政府采购法第二条所称服务,包括政府自身需要的服务和政府向社会公众提供的公共服务。

第三条 集中采购目录包括集中采购机构采购项目和部门集中采购项目。

技术、服务等标准统一,采购人普遍使用的项目,列为集中采购机构采购项目;采购人本部门、本系统基于业务需要有特殊要求,可以统一采购的项目,列为部门集中采购项目。

第四条 政府采购法所称集中采购,是指采购人将列入集中采购目录的项目委托集中采购机构代理采购或者进行部门集中采购的行为;所称分散采购,是指采购人将采购限额标准以上的未列入集中采购目录的项目自行采购或者委托采购代理机构代理采购的行为。

第五条 省、自治区、直辖市人民政府或者其授权的机构根据实际情况,可以确定分别适用于本行政区域省级、设区的市级、县级的集中采购目录和采购限额标准。

第六条 国务院财政部门应当根据国家的经济和社会发展政策,会同国务院有关部门制定政府采购政策,通过制定采购需求标准、预留采购份额、价格评审优惠、优先采购等措施,实现节约能源、保护环境、扶持不发达地区和少数民族地区、促进中小企业发展

中華人民共和國政府調達法实施条例

第一章 総 則

第1条 『中華人民共和國政府調達法』(以下「政府調達法」という。)に基づき、この条例を制定する。

第2条 政府調達法第2条における「財政上の資金」とは、予算管理に組み入れる資金をいう。

財政上の資金を返済源泉とする貸借資金も、財政上の資金とみなす。

国家機関、事業者及び団体組織による調達が財政上の資金を使用し、かつ、非財政上の資金を使用する場合には、財政上の資金を使用して調達する部分に政府調達法及びこの条例を適用する。財政上の資金と非財政上の資金を分割するすべがない調達については、統一して政府調達法及びこの条例を適用する。

政府調達法第2条における「サービス」には、政府が必要とするサービス及び政府が一般大衆に提供する公共サービスを含む。

第3条 「集中調達目録」には、集中調達機関調達による調達項目及び機関による集中調達項目を含む。

技術、サービス等の基準を統一し、調達者が常用する項目を集中調達機関による調達項目に組み入れる。調達者の機関及びシステムが業務上の必要により特別な要求を有する場合には、統一調達が可能である項目については、機関による集中調達項目に組み入れることができる。

第4条 政府調達法における「集中調達」とは、調達者が集中調達目録に組み入れた項目を集中調達機関に委託して代理調達させ、又は機関による集中調達をする行為をいう。「分散調達」とは、調達者が調達限度額基準以上であり、集中調達目録に組み入れていない項目につき、自ら調達し、又は調達代理機関に委託して代理調達させる行為をいう。

第5条 省、自治区及び直轄市の人民政府又はそれが権限を授ける機関は、実情に基づき、当該行政区域である省級、区を設ける市級及び県級に適用する集中調達目録及び調達限度基準をそれぞれ確定することができる。

第6条 国务院の財政機関は、国の経済及び社会発展政策に基づき、国务院の関係する機関と共同で政府調達政策を策定し、調達要求基準、事前保留調達金額、価格評価・審査優遇、優先調達等の措置の策定を通じ、省エネ、環境保護、発展途上地区及び少数

等目標。

第七条 政府采购工程以及与工程建设有关的货物、服务，采用招标方式采购的，适用《中华人民共和国招标投标法》及其实施条例；采用其他方式采购的，适用政府采购法及本条例。

前款所称工程，是指建设工程，包括建筑物和构筑物的新建、改建、扩建及其相关的装修、拆除、修缮等；所称与工程建设有关的货物，是指构成工程不可分割的组成部分，且为实现工程基本功能所必需的设备、材料等；所称与工程建设有关的服务，是指为完成工程所需的勘察、设计、监理等服务。

政府采购工程以及与工程建设有关的货物、服务，应当执行政府采购政策。

第八条 政府采购项目信息应当在省级以上人民政府财政部门指定的媒体上发布。采购项目预算金额达到国务院财政部门规定标准的，政府采购项目信息应当在国务院财政部门指定的媒体上发布。

第九条 在政府采购活动中，采购人员及相关人员与供应商有下列利害关系之一的，应当回避：

- (一) 参加采购活动前3年内与供应商存在劳动关系；
- (二) 参加采购活动前3年内担任供应商的董事、监事；
- (三) 参加采购活动前3年内是供应商的控股股东或者实际控制人；
- (四) 与供应商的法定代表人或者负责人有夫妻、直系血亲、三代以内旁系血亲或者近姻亲关系；
- (五) 与供应商有其他可能影响政府采购活动公平、公正进行的关系。

供应商认为采购人员及相关人员与其他供应商有利害关系的，可以向采购人或者采购代理机构书面提出回避申请，并说明理由。采购人或者采购代理机构应当及时询问被申请回避人员，有利害关系的被申请回避人员应当回避。

第十条 国家实行统一的政府采购电子交易平台

民族地区的扶助、中小企業発展の促進等の目標を実現しなければならない。

第7条 政府調達工事及び工事建設と関係する貨物及びサービスについて、入札募集方式を採用して調達する場合には、『中華人民共和国入札募集・入札法』及びその実施条例を適用する。他の方式を採用して調達する場合には、政府調達法及びこの条例を適用する。

前項における「工事」とは、建設工事を指し、建築物及び構築物の新規建設、改修、拡張及びそれに関連する内装、収去及び修繕等を含む。「工事建設に關係する貨物」とは、工事建設にかかる密接不可分の構成部分であり、かつ、工事にかかる基本的効果の実現に必要な設備及び材料等をいう。「工事建設に關係するサービス」とは、工事完了に必要な実地調査、設計及び監理等のサービスをいう。

政府調達工事及び工事建設に關係する貨物及びサービスには、政府調達政策を執行しなければならない。

第8条 政府調達項目情報は、省級以上の人民政府の財政機關が指定するメディアに公示しなければならない。調達項目予算額が國務院の財政機關が規定する基準に達する場合には、政府調達項目情報を國務院の財政機關が指定するメディアに公示しなければならない。

第9条 政府調達活動において、調達者及び関連する人員と供給商は次に掲げる利害關係のいずれかがある場合には、これを回避しなければならない。

- (1) 調達活動に参加する前の3年間、供給商と労働關係にあつた場合
- (2) 調達活動に参加する前の3年間、供給商の董事及び監事を担当した場合
- (3) 調達活動に参加する前の3年間、供給商の株式支配株主又は實際支配者であつた場合
- (4) 供給商の法定代表者又は責任者と夫婦、直系血族、3代以内の傍系血族又は姻族關係にある場合
- (5) その他、供給商と政府調達活動が公平かつ公正な実施に影響を及ぼすおそれがある關係がある場合

供給商は、調達者及び関連する者その他の供給商が利害關係を有すると考える場合には、調達人又は調達代理機關に対し書面により回避申請を提出し、かつ、理由を説明することができる。調達人又は調達代理機關は、遅滞なく回避申請をされた者に質問し、利害關係を有する者については回避しなければならない。

第10条 国は、統一した政府調達電子取引ウェブサ

建设标准，推动利用信息网络进行电子化政府采购活动。

第二章 政府采购当事人

第十一条 采购人在政府采购活动中应当维护国家利益和社会公共利益，公正廉洁，诚实守信，执行政府采购政策，建立政府采购内部管理制度，厉行节约，科学合理确定采购需求。

采购人不得向供应商索要或者接受其给予的赠品、回扣或者与采购无关的其他商品、服务。

第十二条 政府采购法所称采购代理机构，是指集中采购机构和集中采购机构以外的采购代理机构。

集中采购机构是设区的市级以上人民政府依法设立的非营利事业法人，是代理集中采购项目的执行机构。集中采购机构应当根据采购人委托制定集中采购项目的实施方案，明确采购规程，组织政府采购活动，不得将集中采购项目转委托。集中采购机构以外的采购代理机构，是从事采购代理业务的社会中介机构。

第十三条 采购代理机构应当建立完善的政府采购内部监督管理制度，具备开展政府采购业务所需的评审条件和设施。

采购代理机构应当提高确定采购需求，编制招标文件、谈判文件、询价通知书，拟订合同文本和优化采购程序的专业化服务水平，根据采购人委托在规定的时间内及时组织采购人与中标或者成交供应商签订政府采购合同，及时协助采购人对采购项目进行验收。

第十四条 采购代理机构不得以不正当手段获取政府采购代理业务，不得与采购人、供应商恶意串通操纵政府采购活动。

采购代理机构工作人员不得接受采购人或者供应商组织的宴请、旅游、娱乐，不得收受礼品、现金、有价证券等，不得向采购人或者供应商报销应当由个人承担的费用。

第十五条 采购人、采购代理机构应当根据政府采购政策、采购预算、采购需求编制采购文件。

采购需求应当符合法律法规以及政府采购政策规

则的建设标准，推动利用信息网络进行电子化政府采购活动。イトの建設基準を履行し、情報ネットワークを利用する電子的政府調達活動を推し進める。

第二章 政府調達の当事者

第11条 調達者は、政府調達活動において国の利益及び社会公共の利益を維持・保護し、公正かつ廉潔に、信義則に則り、政府調達政策を執行し、政府調達の内部管理制度を確立し、儉約を励行し、科学的かつ合理的に調達の要求を確定しなければならない。

調達者は、供給商に対し贈り物、リベート又は調達に関係のない、その他の商品及びサービスを要求したり、受け取ってはならない。

第12条 政府調達法における「代理機関」とは、集中調達機関及び集中調達機関以外の調達代理機関をいう。

集中調達機関は、区を設ける市級以上の人民政府が法により設立する NPO であり、集中調達項目を代理する執行機関である。集中調達機関は、調達者による委託に基づき集中調達項目の実施案を作成し、調達スケジュールを明確化し、政府調達活動を組織しなければならない。集中調達機関以外の調達代理機関は、調達代理業務に従事する社会仲介機関である。

第13条 調達代理機関は、完全な政府調達にかかる内部監督・管理制度を確立し、政府調達業務の展開に必要な評価・審査条件及び施設を有しなければならない。

調達代理機関は、調達要求の確定、入札募集文書、交渉文書及び引合書の編成、契約文書の作成、並びに調達手続の改善に関する専門サービス水準を引き上げなければならない。調達者からの委託に基づき所定の期間内に遅滞なく調達者と落札又は成約した供給商による政府調達契約を締結させ、遅滞なく調達者に協力して調達項目を検収しなければならない。

第14条 調達代理機関は、不正な手段により政府調達代理業務を獲得してはならず、調達者及び供給商と悪意により共謀して政府調達活動を操作してはならない。

調達代理機関の業務人員は、調達人又は供給商が組織する宴、旅行及び娯楽に参加してはならず、贈答品、現金及び有価証券等を收受してはならず、調達者又は供給商個人が負担すべき費用を精算してはならない。

第15条 調達者及び調達代理機関は、政府調達政策、調達予算及び調達要求に基づき調達文書を作成しなければならない。

定的技術、服務、安全等要求。政府向社会公众提供的公共服務項目，应当就確定採購需求征求社會公眾的意見。除因技術複雜或者性質特殊，不能確定詳細規格或者具體要求外，採購需求應當完整、明確。必要時，應當就確定採購需求征求相關供應商、專家的意見。

第十六條 政府採購法第二十二條規定的委託代理協議，應當明確代理採購的範圍、權限和期限等具體事項。

採購人和採購代理機構應當按照委託代理協議履行各自義務，採購代理機構不得超越代理權限。

第十七條 參加政府採購活動的供應商應當具備政府採購法第二十二條第一款規定的條件，提供下列材料：

(一) 法人或者其他組織的營業執照等證明文件，自然人的身份證明；

(二) 財務狀況報告，依法繳納稅收和社會保障資金的相关材料；

(三) 具備履行合同所必需的設備和專業技術能力的證明材料；

(四) 參加政府採購活動前3年內在經營活動中沒有重大違法記錄的書面聲明；

(五) 具備法律、行政法規規定的其他條件的證明材料。

採購項目有特殊要求的，供應商還應當提供其符合特殊要求的證明材料或者情況說明。

第十八條 單位負責人為同一人或者存在直接控股、管理關係的不同供應商，不得參加同一合同項下的政府採購活動。

除單一來源採購項目外，為採購項目提供整體設計、規範編制或者項目管理、監理、檢測等服務的供應商，不得再參加該採購項目的其他採購活動。

第十九條 政府採購法第二十二條第一款第五項所稱重大違法記錄，是指供應商因違法經營受到刑事處罰或者責令停產停業、吊銷許可證或者執照、較大數額罰款等行政處罰。

調達要求は、法律・法規及び政府調達政策所定の技術、サービス及び安全等の要求に適合しなければならない。政府が一般大衆に提供する公共サービス項目については、調達要求の確定につき一般大衆の意見を募集しなければならない。技術が複雑であり、又は性質が特殊なために、詳細な規格又は具体的要求を確定することができない場合を除き、調達要求は完全かつ明確でなければならない。必要な場合には、調達要求の確定につき関連する供給商又は専門家による意見を募集しなければならない。

第16条 政府調達法第20条所定の委託代理協議について、代理調達の範囲、権限及び期限等の具体的事項を明確化しなければならない。

調達者及び調達代理機関は委託代理協議に従い各々の義務を履行しなければならず、調達代理機関は代理権限を超越してはならない。

第17条 政府調達活動に参加する供給商は、政府調達法第22条第1項所定の条件を備え、次に掲げる資料を提供しなければならない。

(1) 法人又はその他の組織にかかる営業許可証等の文書、自然人の身分証明

(2) 財務状況報告、法による税金及び社会保障資金の納付に関連する資料

(3) 契約の履行に必要な設備及び専門業務技術能力の具備にかかる証明資料

(4) 政府調達活動に参加する前3年内在经营活动中において重大な違法記録がないことにかかる書面による声明

(5) その他、法律、行政法規の規定する条件を具備することを証明できる資料

調達項目に特殊要求がある場合には、供給商は、更に特殊要求に適合する他の証明資料又は状況説明を提供しなければならない。

第18条 事業者の責任者が同一人物であるか、株式の直接支配及び管理関係にある異なる供給商は、同一の契約にかかる政府調達活動に参加してはならない。

同一の出所からの調達項目を除き、調達項目のために全体設計、規範編成又は項目管理、監理及び検査・測定等のサービスを提供する供給商は、当該調達項目にかかる他の調達活動に参加してはならない。

第19条 政府調達法第22条第1項第5号における「重大違法記録」とは、供給商が違法経営により刑事罰又は生産・営業停止命令、許可証若しくはライセンスの取消し及び比較的高い金額の罰金等の行政罰を科されることをいう。

供应商在参加政府采购活动前3年内因违法经营被禁止在一定期限内参加政府采购活动，期限届满的，可以参加政府采购活动。

第二十条 采购人或者采购代理机构有下列情形之一的，属于以不合理的条件对供应商实行差别待遇或者歧视待遇：

- (一) 就同一采购项目向供应商提供有差别的项目信息；
- (二) 设定的资格、技术、商务条件与采购项目的具体特点和实际需要不相适应或者与合同履行无关；
- (三) 采购需求中的技术、服务等要求指向特定供应商、特定产品；
- (四) 以特定行政区域或者特定行业的业绩、奖项作为加分条件或者中标、成交条件；
- (五) 对供应商采取不同的资格审查或者评审标准；
- (六) 限定或者指定特定的专利、商标、品牌或者供应商；
- (七) 非法限定供应商的所有制形式、组织形式或者所在地；
- (八) 以其他不合理条件限制或者排斥潜在供应商。

第二十一条 采购人或者采购代理机构对供应商进行资格预审的，资格预审公告应当在省级以上人民政府财政部门指定的媒体上发布。已进行资格预审的，评审阶段可以不再对供应商资格进行审查。资格预审合格的供应商在评审阶段资格发生变化的，应当通知采购人和采购代理机构。

资格预审公告应当包括采购人和采购项目名称、采购需求、对供应商的资格要求以及供应商提交资格预审申请文件的时间和地点。提交资格预审申请文件的时间自公告发布之日起不得少于5个工作日。

第二十二条 联合体中有同类资质的供应商按照联合体分工承担相同工作的，应当按照资质等级较低的供应商确定资质等级。

以联合体形式参加政府采购活动的，联合体各方不得再单独参加或者与其他供应商另外组成联合体参

供应商が政府調達活動に参加する前3年内に違法経営により一定期間内の政府調達活動への参加を禁止され、期間が満了した場合には、政府調達活動に参加することができる。

第20条 調達者又は調達代理機関に次に掲げる事由のいずれかがある場合には、合理的でない条件による供給商への差別的待遇又は不公平な待遇にあたる。

- (1) 同一の調達項目につき供給商に対し差別的項目情報を提供する場合
- (2) 設定する資格、技術、ビジネスの条件が調達項目の具体的特徴及び実際の需要と適合せず、又は契約の履行と無関係である場合
- (3) 調達要求中の技術及びサービス等の要求が特定の供給商を指定する場合
- (4) 特定の行政区域又は特定業種の業績及び報奨項目を得点条件又は落札条件及び成約条件とする場合
- (5) 供給商に対し異なる資格審査又は評価・審査基準を採用する場合
- (6) 特定の特許、商標、ブランド又は供給商に限定し、又は指定する場合
- (7) 供給商にかかる所有制形式、組織形態又は所在地を違法に限定する場合
- (8) その他の合理的でない条件により潜在的供給商を制限するか、排斥する場合

第21条 調達者又は調達代理機関が供給商に対し資格事前審査をする場合には、資格事前審査公告を省级以上の人民政府財政機関が指定するメディアに公示しなければならない。すでに資格事前審査をしている場合には、評価・審査段階において供給商の資格につき再度審査をしないことができる。資格事前審査に合格した供給商について、評価・審査段階において資格に変化が生じる場合には、調達者及び調達代理機関に通知しなければならない。

資格事前審査公告には、調達者及び調達項目の名称、調達要求、供給商への资格要求並びに供給商が資格事前審査申請文書を提出する日時及び場所が含まれなければならない。資格事前審査申請文書の提出期間は、公告公示の日から5業務日を下回ってはならない。

第22条 連合体において同類の資質を有する供給商が連合体の分担に従い相等する業務を担う場合には、資質等級が比較的低い供給商により資質等級を確定しなければならない。

連合体形式により政府調達活動に参加する場合には、連合体の各当事者は、別途単独で、又は他の供

加同一合同项下的政府采购活动。

給商と別に連合体を組織して同一の契約にかかる政府調達活動に参加してはならない。

〈※ここから先は、顧問契約をご契約させていただいているお客様を対象にご案内をしております。
ご高覧をご希望の方は、別途メールにてお問い合わせ下さいませ。〉